



三重県公報

令和3年9月24日 (金)

第 246 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
589	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
590	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
591	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	3
592	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
593	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同)	3
594	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
595	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住拮抗した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	4
596	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
597	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	5
598	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水 産 振 興 課)	5
599	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	5
600	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
公 告			
	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施	(感 染 症 対 策 課)	6
	同件	(同)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7

告 示

三重県告示第 589 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
なかがわ整形外科リハビリクリニック	桑名市大字江場 456 番地 3	令和 3 年 8 月 1 日
桑名もり内科	桑名市大字西方 499 番地	令和 3 年 8 月 1 日
おもと皮フ科	桑名市赤尾 2031 番地 1	令和 3 年 8 月 1 日
おおにし呼吸器・糖尿病内科 呼春の森診療所	津市一身田上津部田 1581 番地 1	令和 3 年 8 月 1 日
松阪駅前心身クリニック	松阪市日野町 762-2	令和 3 年 4 月 1 日
くすの木調剤薬局	四日市市鶴の森 1 丁目 9-2	令和 3 年 8 月 1 日
キョーワ薬局四日市店	四日市市久保田 1 丁目 3-11	令和 3 年 8 月 1 日
キョーワ薬局四日市西店	四日市市高角町 696-1	令和 3 年 8 月 1 日
キョーワ薬局西浦店	四日市市西浦 1 丁目 2-7-2	令和 3 年 8 月 1 日
キョーワ薬局生桑店	四日市市生桑町 1642-97	令和 3 年 8 月 1 日
ホリ薬局	鈴鹿市中江島町 20-15	令和 3 年 8 月 1 日
セイムス松阪船江薬局	松阪市船江町 554-2	令和 3 年 9 月 1 日
スギ薬局嬉野東店	松阪市嬉野中川新町 4-187	令和 3 年 9 月 1 日
クスリのアオキ黒瀬薬局	伊勢市黒瀬町 648	令和 3 年 9 月 1 日
キョーワ薬局いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	令和 3 年 8 月 1 日
けやき薬局	三重郡菰野町大字潤田 1197 番 1	令和 3 年 8 月 1 日
キョーワ薬局 菰野店	三重郡菰野町潤田字春日 2105 番地 1 号	令和 3 年 8 月 1 日
訪問看護ステーション想桜	四日市市笹川三丁目 48 番地	令和 3 年 9 月 1 日
訪問看護・リハビリステーション 三つ葉	津市高茶屋小森町 95-19	令和 3 年 9 月 1 日

三重県告示第 590 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
おもと皮フ科	桑名市大字赤尾 2031-1	令和 3 年 7 月 31 日
桑名もり内科	桑名市大字西方 499 番地	令和 3 年 7 月 31 日
なかがわ整形外科リハビリクリニック	桑名市江場 456-3	令和 3 年 7 月 31 日
おおにし呼吸器・糖尿病内科 呼春の森診療所	津市一身田上津部田 1581-1	令和 3 年 7 月 31 日
駒田整形外科	松阪市駅部田町字七元 1048 の 14	令和 3 年 7 月 31 日
松阪駅前心身クリニック	松阪市日野町 762-2	令和 3 年 3 月 31 日
医療法人桔梗皮フ・内科	名張市桔梗が丘西 3-1-44	令和 3 年 7 月 31 日
くすの木調剤薬局	四日市市鶴の森 1 丁目 9-2	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 四日市店	四日市市久保田 1 丁目 3-11	令和 3 年 7 月 31 日

キョーワ薬局 四日市西店	四日市市高角町 696-1	令和3年7月31日
キョーワ薬局 生桑店	四日市市生桑町 1642 番地 97	令和3年7月31日
キョーワ薬局 西浦店	四日市市西浦 1 丁目 2 番 7-2	令和3年7月31日
ホリ薬局	鈴鹿市中江島町 20 番 15 号	令和3年7月31日
キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	令和3年7月31日
けやき薬局	三重郡菰野町大字潤田 1197-1	令和3年7月31日
キョーワ薬局 菰野店	三重郡菰野町潤田字春日 2105-1	令和3年7月31日

三重県告示第 591 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
生桑いとう歯科医院	四日市市生桑町字高田 651-2	令和3年8月2日

三重県告示第 592 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
東 美菜	関宿さくら接骨院	亀山市関町小野 192-17	令和3年7月14日

三重県告示第 593 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
なかがわ整形外科リハビリクリニック	桑名市大字江場 456 番地 3	令和3年8月1日
桑名もり内科	桑名市大字西方 499 番地	令和3年8月1日
おもと皮フ科	桑名市赤尾 2031 番地 1	令和3年8月1日
おおにし呼吸器・糖尿病内科 呼春の森診療所	津市一身田上津部田 1581 番地 1	令和3年8月1日
松阪駅前心身クリニック	松阪市日野町 762-2	令和3年4月1日
くすの木調剤薬局	四日市市鶴の森 1 丁目 9-2	令和3年8月1日
キョーワ薬局四日市店	四日市市久保田 1 丁目 3-11	令和3年8月1日
キョーワ薬局四日市西店	四日市市高角町 696-1	令和3年8月1日
キョーワ薬局西浦店	四日市市西浦 1 丁目 2-7-2	令和3年8月1日
キョーワ薬局生桑店	四日市市生桑町 1642-97	令和3年8月1日
ホリ薬局	鈴鹿市中江島町 20-15	令和3年8月1日
セイムス松阪船江薬局	松阪市船江町 554-2	令和3年9月1日
スギ薬局嬉野東店	松阪市嬉野中川新町 4-187	令和3年9月1日
クスリのアオキ黒瀬薬局	伊勢市黒瀬町 648	令和3年9月1日
キョーワ薬局いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	令和3年8月1日

けやき薬局	三重郡菟野町大字潤田 1197 番 1	令和 3 年 8 月 1 日
キョーワ薬局 菟野店	三重郡菟野町潤田字春日 2105 番地 1 号	令和 3 年 8 月 1 日
訪問看護ステーション想桜	四日市市笹川三丁目 48 番地	令和 3 年 9 月 1 日
訪問看護・リハビリステーション 三つ葉	津市高茶屋小森町 95-19	令和 3 年 9 月 1 日

三重県告示第 594 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
おもと皮フ科	桑名市大字赤尾 2031-1	令和 3 年 7 月 31 日
桑名もり内科	桑名市大字西方 499 番地	令和 3 年 7 月 31 日
なかがわ整形外科リハビリクリニック	桑名市江場 456-3	令和 3 年 7 月 31 日
おおにし呼吸器・糖尿病内科 呼春の森診療所	津市一身田上津部田 1581-1	令和 3 年 7 月 31 日
駒田整形外科	松阪市駅前田町字七元 1048 の 14	令和 3 年 7 月 31 日
松阪駅前心身クリニック	松阪市日野町 762-2	令和 3 年 3 月 31 日
医療法人桔梗皮フ・内科	名張市桔梗が丘西 3-1-44	令和 3 年 7 月 31 日
くすの木調剤薬局	四日市市鶴の森 1 丁目 9-2	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 四日市店	四日市市久保田 1 丁目 3-11	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 四日市西店	四日市市高角町 696-1	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 生桑店	四日市市生桑町 1642 番地 97	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 西浦店	四日市市西浦 1 丁目 2 番 7-2	令和 3 年 7 月 31 日
ホリ薬局	鈴鹿市中江島町 20 番 15 号	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	令和 3 年 7 月 31 日
けやき薬局	三重郡菟野町大字潤田 1197-1	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 菟野店	三重郡菟野町潤田字春日 2105-1	令和 3 年 7 月 31 日

三重県告示第 595 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
生桑いとう歯科医院	四日市市生桑町字高田 651-2	令和 3 年 8 月 2 日

三重県告示第 596 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
東 美菜	関宿さくら接骨院	亀山市関町小野 192-17	令和3年7月14日

三重県告示第 597 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除予定保安林の所在場所
津市白山町垣内字岩粉 33 番 10
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅（地域森林計画に基づく計画的な解除）

三重県告示第 598 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

区 域	区 分
片田・和具区域 （三重外湾漁業協同組合のうち片田及び和具の地区）	雑魚定置漁業及びぶり定置漁業
錦区域 （三重外湾漁業協同組合のうち錦の地区）	小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）
九鬼・早田・梶賀浦区域 （三重外湾漁業協同組合のうち九鬼、早田及び梶賀浦の地区）	さんま漁業（総トン数 4 トン以上 20 トン未満の漁船により棒受網又は流し網を使用するものをいう。）及び雑魚定置漁業

三重県告示第 599 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市貝家町字前川原 1705 番 3 地先から 四日市市南小松町字山田 620 番 7 地先まで	旧	26.4~27.3	2.2
	新	13.9~26.4	2.2

三重県告示第 600 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 三畑四日市線	四日市市采女町字古市場 781 番 2 地先から 四日市市采女町字古市場 816 番 5 地先まで	令和 3 年 9 月 27 日

県道 鳥羽阿児線	鳥羽市畔蛸町 454 番 37 地先内	令和 3 年 9 月 24 日
県道 安乗港線	志摩市阿児町国府字平野 1679 番 4 地先から 志摩市阿児町国府字平野 1677 番 2 地先まで	令和 3 年 10 月 1 日

公 告

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施について次のとおり公告します。

令和 3 年 9 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

(1) 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

(2) 対象者

12 歳以上の者

なお、予防接種を行うに当たっては、対象者が自らの意思で当該疾病に係る予防接種を希望していることが認められる場合に限り、また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認します。ただし、対象者の意思を明確に確認できない場合は、接種を受けることができないものとします。

2 予防接種を行う期間

令和 3 年 9 月 25 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

3 予防接種を行う場所

ツッキードーム

三重県津市藤方 637 番地

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっている者

エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者

オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 抗凝固療法を受けている者及び血小板減少症又は凝固障害のある者

オ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

カ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに三重県医療保健部感染症対策課に連絡すること。

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種の

実施について次のとおり公告します。

令和3年9月24日

三重県知事 一見勝之

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

(1) 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

(2) 対象者

12歳以上の者

なお、予防接種を行うに当たっては、対象者が自らの意思で当該疫病に係る予防接種を希望していることが認められる場合に限ります。また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認します。ただし、対象者の意思を明確に確認できない場合は、接種を受けることができないものとします。

2 予防接種を行う期間

令和3年9月25日から令和4年2月28日まで

3 予防接種を行う場所

四日市市総合体育館

三重県四日市市日永東一丁目3番21号

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっている者

エ 当該疫病に係る予防接種の接種液の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者

オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 抗凝固療法を受けている者及び血小板減少症又は凝固障害のある者

オ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

カ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに三重県医療保健部感染症対策課に連絡すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和3年9月24日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和3年8月20日から令和4年1月20日まで

3 作業地域

四日市市西大鐘町

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
